

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する					
		規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 会計年度任用職員については、一会計年度を超えない範囲内で置かれる職とされており、その採用にあっても公募による試験及び選考が基本となることから、制度趣旨を鑑みて、公募によらない再度の任用の上限回数を撤廃する。 なお、総務省が示す「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」においても、公募によらない再度の任用について、上限回数が撤廃された。 (2) 主な改正内容 ・公募によらない再度の任用を可能とする上限回数（4回）を削除する。 ・制定時附則の経過措置（公募によらない再度の任用の特例）を削除する。 (3) 施行日 令和6年12月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。